

徳島県廃棄物問題ネットワーク 規約

(名称)

第1条 本会の名称は「徳島県廃棄物問題ネットワーク」という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長の所に置く。

(構成および会費)

第3条 本会は、この規約に賛同する個人正会員、団体会員および団体登録会員によって構成する。

個人正会員： 年会費1000円

- (1) 役員となり会の運営に参加できる資格を持つ。
- (2) ネットワークからの連絡および会報を直接受ける。

団体会員： 年会費3000円

- (1) 団体の所属会員を一人当たり100円で団体登録会員として登録することができる。
- (2) 連絡および会報を代表者が受ける。

団体登録個人会員： 年会費100円

- (1) 総会や定例会など会の活動に参加できる。
- (2) 役員となり会の運営に参加することはできない。
- (3) ネットワークからの連絡は所属する団体から受ける。

(目的)

第4条 本会は地球に存在する全ての命を慈しみ、廃棄物及びその処理による環境汚染、自然破壊、公害を防ぐ方策を、政治、経済、社会システム、科学技術全てを含めて学習研究し、構成員各自の取り組みとも連帯して望ましい環境の実現に寄与することを目指す。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために以下のような活動を行う。

- 1 徳島県の現状を知る。
 - * 徳島県各地の住民間で交流を持ち情報交換をする。
 - * 現地の調査をする。
 - * 行政から情報の提示を求めてゆく等。
- 2 日本と世界の現状を知る。
 - * 日本各地の住民間で交流を持ち情報交換をする等。
- 3 国の法律、施策を学習する。
 - * 会員の中で勉強会を持つ。
 - * 講師を呼んで講演会、勉強会、シンポジウム等を持つ等。
- 4 処分場、処理施設や処理技術、リサイクル施設やその処理技術等を知る。

- * 会員の間で勉強会や現場を見る。
 - * 講師を呼んで講演会や勉強会、シンポジウムを持つ等。
- 5 国、県、市町村行政をチェックする。
 - * 住民への説明責任を求める。
 - * 情報公開を求める等。
 - 6 広く情報発信をする。
 - * 会報等の発行。
 - * ホームページ、メーリングリスト等の手法によって広報活動に努める。
 - * シンポジウム・学習会等の開催等。
 - 7 その他目的達成に必要と考え合意されたことを共にやってゆく。

(総会)

第6条 総会は定期総会と臨時総会の2種とし、代表が招集する。

- 2 定期総会は年一回、8～9月頃開催する。
- 3 臨時総会は運営委員会が認めたとき招集する。

(定例会)

第7条 定例会は年3回以上開催する。(3ヶ月に一回程度で開く)

(運営委員会)

第8条 運営委員会は役員で構成し、必要に応じて代表が招集する。

(役員)

第9条 本会の役員は、代表1名、事務局長1名及び事務局員若干名、世話人若干名とし、任期は2年とする。再選は妨げない。

- 2 事務局に会計担当の事務局員を1名置く。
- 3 会に会計監査員を2名置く。
- 4 会は顧問を置くことができる。

(議決)

第10条 本会の決定は全体合意を基本とし、採決の場合は出席者の多数決とする。

(会費及び会計)

第11条 本会の財源は会員の会費、特別会費及び各種事業、カンパによって得られる収入による。

- 2 会費は年額個人1000円、団体3000円、団体登録会員100円とする。
- 3 会費は途中入会の場合でもその年額とする。
- 4 会費の変更は総会の決議を必要とする。
- 5 本会の会計年度は毎年8月1日から7月31日までとする。
- 6 会計及び会計監査報告は定期総会で行う。

附則

- 1 本規則の施行に関し必要な細則は、運営委員会の決議を経て別に定める。
- 2 この規約は、平成14年11月24日設立総会の決定を持って効力を持ち施行する。